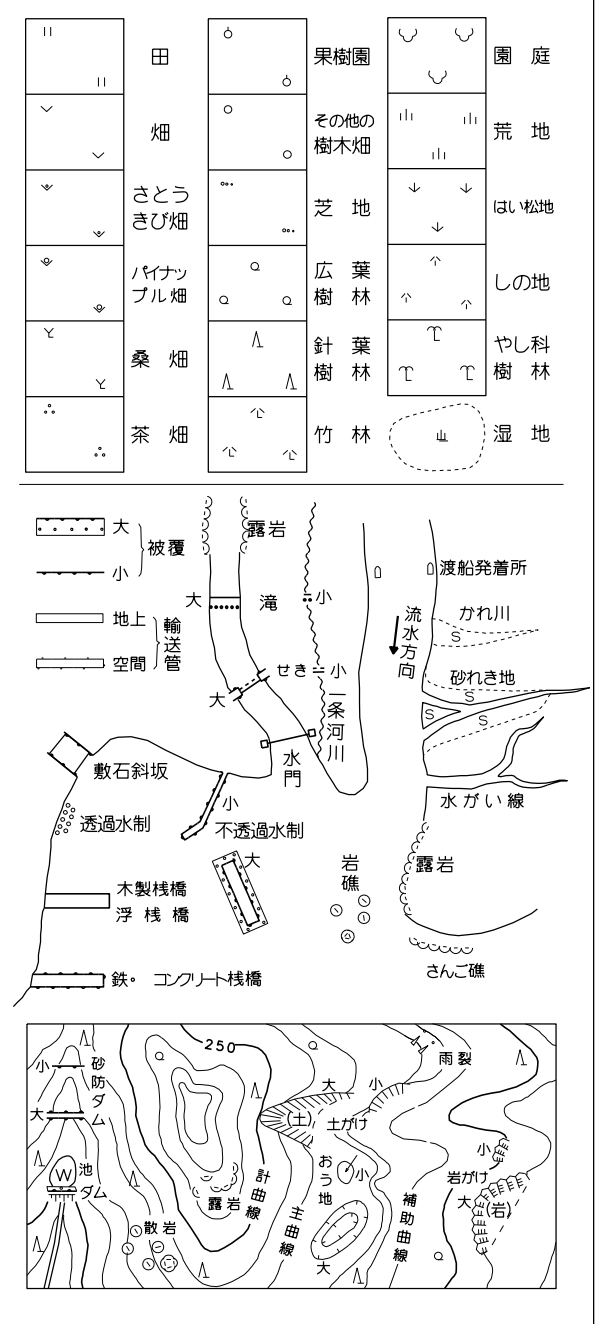
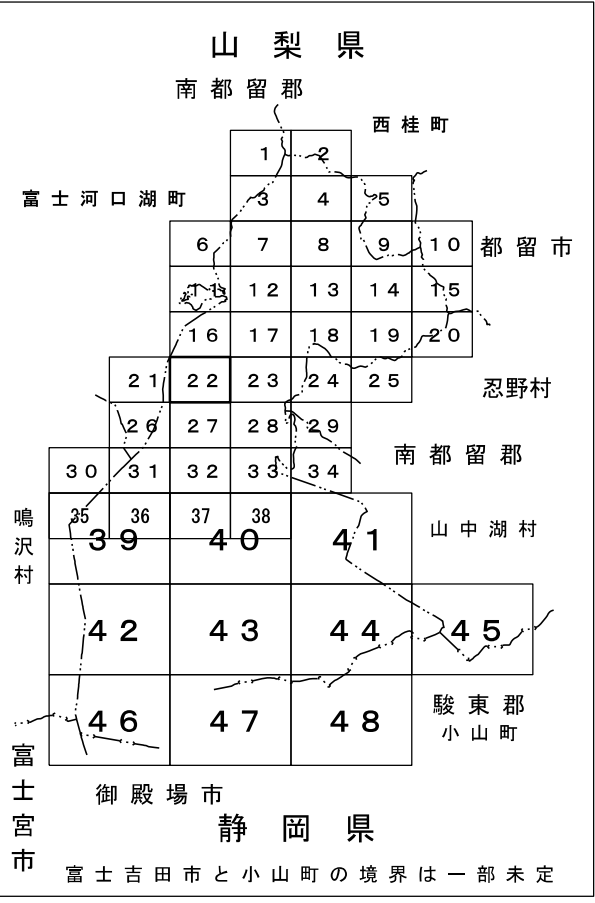
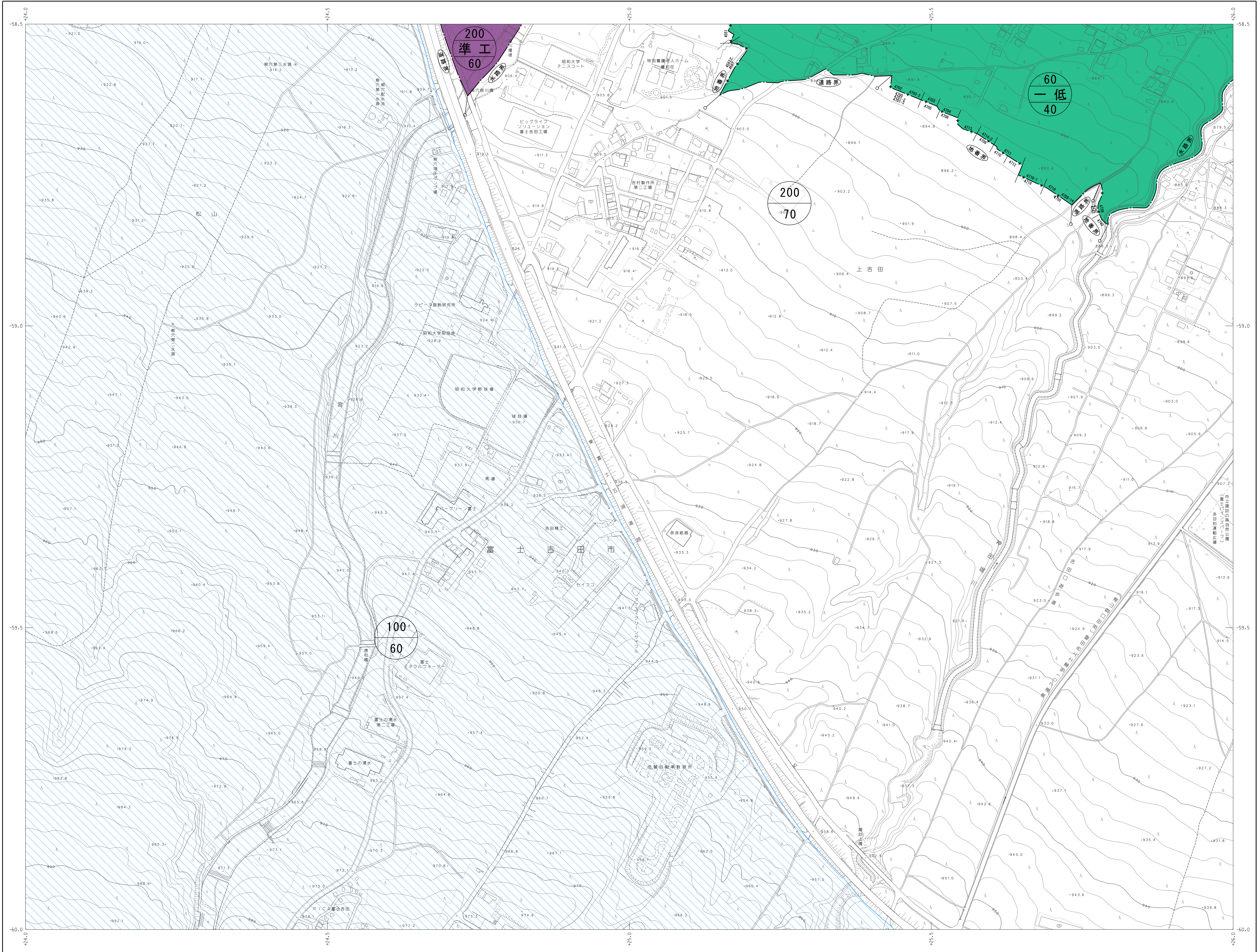


1:2,500
No. 22

富士吉田市都市計画基本図



座標系は平成14年国土交通省告示第9号に規定による地理座標系（東京湾標準子午線）
図面は富士市1:10,000図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

No. 22

富士吉田市

1. 平成 8年測圖
 2. 平成17年修正
 3. 平成20年修正
 4. 平成25年修正
 5. 令和 6年修正
1. 平成 8年10月補正図中改正
 2. 平成 8年11月補正図中改正
 3. 平成17年 5月補正図中改正
 4. 平成17年 6月補正図中改正
 5. 平成19年11月補正図中改正
 6. 平成20年 6月補正図中改正
 7. 平成20年 7月補正図中改正
 8. 平成28年 9月補正図中改正
 9. 令和 4年10月補正図中改正
 10. 令和 5年10月補正図中改正

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助成を得て、当該所管の測量費及び測量成果を使用して得たものである。」（建設省告示第106号）
「この測量成果は、国土地理院長の助成を受けて得たものである。」
（建設省告示第107号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第108号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第109号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第110号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第111号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第112号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第113号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第114号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第115号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第116号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第117号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第118号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第119号）
「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。」
（建設省告示第120号）